佐賀県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所 の所在地	事業所所在地		変更年月日
	有限会社トゥ ーワンケア 代表取締役 石橋 蔵人	嬉野市塩田町 大字久間乙 3031番地	ΙΒ	嬉野市塩 田町大字 久 間 乙 3047 番地 12	平成 28 年 3月7日
			新	嬉野市塩 田町大字 久 間 乙 3031番地	
訪問看護ス テーション きぼう	株式会社ライ フサポートN E O 代表取	佐賀市大財一 丁目8-40	旧	佐賀市大 財一丁目 8 - 40	平成 30 年 3月26日
	締役社長 馬渡 定巳		新	佐賀市兵 庫南二丁 目4-22	
	有限会社佐賀 ステリィサー ビス 梶木屋 克彦		旧	伊万里市 大川内町 丙 1888 番 地	平成 30 年 5月1日
			新	伊万里市 大川内町 丙 924 番 地 1	